

## 学校法人相模女子大学公益通報に関する規程

平成20年4月1日

制定

### (目的)

**第1条** この規程は、改正公益通報者保護法（令和2年法律第51号）に基づき、学校法人相模女子大学（以下「本法人」という。）の業務に関し、法令もしくは本学諸規程に違反する行為、又はその恐れがある行為（以下「コンプライアンス違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって本法人のコンプライアンス体制の強化及び業務の適正な確保に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規則において「職員等」とは、本法人と雇用関係にある職員、本法人に派遣されている派遣労働者、委託契約その他の契約に基づき本法人においてその業務に従事する取引先の労働者（通報の日前1年以内に職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）及び役員をいう。

2 この規程において「通報等」とは、職員等が、コンプライアンス違反行為を、第4条に定める窓口又は当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関等に通報し、又は相談することをいう。

3 この規程において、「コンプライアンス」とは、職員等が確固たる倫理観をもって本法人の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に本法人の業務を遂行するため、法令及び寄附行為その他の本法人の諸規程を遵守することをいう。

4 「コンプライアンス違反行為」とは、職員等による法令及び寄附行為その他の本法人の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為をいう。

### (理事長の責務)

**第3条** 理事長は、本法人の公益通報体制を統括、整備し、継続的な評価・改善を行うことで、コンプライアンス違反行為の防止に努めなければならない。

### (公益通報・相談窓口)

**第4条** 本法人は、通報等を受け付ける公益通報・相談窓口を、内部監査室に設置する。

### (通報等の方法)

**第5条** 通報等は、電子メール、FAX、書面、電話又は面談によって行うことができる。

2 職員等は、通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

### (禁止事項)

**第6条** 職員等は、不正の利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的をもって通報等を行ってはならない。

(他の規程との関係)

**第7条** 公益通報・相談窓口に通報されたコンプライアンス違反行為のうち、本法人の他の規程等にその対応が規定されているものは、当該規程に従って対応する。

(通報等への対応)

**第8条** 公益通報・相談窓口において通報等を受けた担当者は、直ちにその旨を内部監査室課長に報告しなければならない。

- 2 内部監査室課長は、公益通報事案に該当するかの確認を行った上で、理事長及び監事にその内容(通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。)を報告する。  
ただし、通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りでない。
- 3 理事長又は内部監査室課長が被通報者となる等、これらの者に関する事案の場合、通報等を受けた担当者は監事に報告を行うものとする。

(調査委員会の設置)

**第9条** 理事長は、通報内容の事実関係の調査及び是正措置等を審議するために、公益通報調査委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

- 2 前項の規程にかかわらず、理事長は、緊急を要すると認めるときは、委員会を設置せずに是正措置等を講ずることができる。

(委員会の構成)

**第10条** 委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 事務局長
  - (2) 内部監査室課長
  - (3) 理事長より指名された教職員
- 2 委員長は事務局長とする。

(調査)

**第11条** 委員会は、第9条第1項において、遅滞なく調査を開始しなければならない。

- 2 前項の調査を開始する場合、当該通報者に対して、調査開始の旨を通知しなければならない。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合、又は緊急で止むを得ない場合はこの限りではない。
- 3 委員会は、通報等の事実関係について、書類調査、実地調査、事実聴取、その他適切な方法により調査を行う。
- 4 委員会は、調査対象部署の責任者及び調査対象者に対し、調査実施のために必要な資料、書類の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。
- 5 調査対象部署の責任者及び対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 6 委員会は、調査の実施のために必要な場合は、本法人のすべての会議記録について

閲覧することができる。

- 7 委員会は、調査を開始した後、進捗状況を適宜理事長及び監事に報告し、調査終了後も、その結果を遅滞なく報告しなければならない。

(専門的事項)

**第12条** 委員会は、通報等の取り扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、理事長の許可を経て、顧問弁護士等の専門家に意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。

(遵守事項)

**第13条** 窓口担当者、内部監査室課長、事務局長及び委員会委員は、その職務遂行にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本法人の教職員、学生、生徒、児童、園児及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を正当な理由なく漏洩しないこと。

2 窓口担当者、内部監査室課長、事務局長及び委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号に定める事項を遵守しなければならない。退職した場合も同様とする。

3 窓口担当者、内部監査室課長、事務局長及び委員会委員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(是正措置等)

**第14条** 理事長は、コンプライアンス違反行為の存在が確認された場合、直ちにその是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

2 内部監査室課長は、前項の措置が講じられた場合は、当該通報者に対して、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合はこの限りでない。

(懲戒処分等)

**第15条** 理事長は、コンプライアンス違反行為の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、本法人の就業規則及びその他の規程に基づき、懲戒処分等を行う。

2 理事長がコンプライアンス違反行為を行った場合は、理事会が適切な措置をとるものとする。

(公益通報者の保護)

**第16条** 本法人は、職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りで

はない。

- 2 本法人は、当該通報者に対し、不利益な取り扱いを受けた際には公益通報・相談窓口に連絡するよう予め伝える方法により、当該通報者が不利益な取り扱いを受けていないか把握する措置をとるものとする。
- 3 本法人は、前項の定めるところにより、当該通報者が通報を理由とする不利益な取り扱いを受けていることを把握した場合は、速やかに不利益な状況を解消する等、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

(周知)

**第17条** 本法人は、公益通報の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、役員及び職員等に対し、周知に努めなければならない。

(関係法令の適用)

**第18条** 本法人における公益通報等の取り扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令の定めるところによる。

(事務)

**第19条** 本規程の実施に関する事務は、内部監査室が行う。

(規程の改廃)

**第20条** 本規程の改廃は、「学校法人相模女子大学諸規程に関する規程」第4条の定めるところによる。

## 附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月18日一部改正、平成22年4月1日から施行する。
- 3 平成24年5月24日一部改正、平成24年6月1日から施行する。
- 4 平成27年12月15日一部改正、平成27年10月22日から施行する。
- 5 令和4年5月19日一部改正、令和4年6月1日から施行する。
- 6 令和7年2月27日一部改正、令和7年4月1日から施行する。